

報告第1号

平成27年度日南町繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成27年度日南町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり本議会に報告する。

平成28年6月21日

日南町長 増 原 聡

平成27年度 日南町繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 一般財源 |
|-------|-------------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|-----|-------------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | |
| | | | | | | 国県支出金 | 町債 | その他 | |
| 総務費 | 総務管理費 | 1001 総務一般管理事務 | 100,000,000 | 99,587,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 99,587,000 |
| | | 1011 企画一般管理事務 | 2,000,000 | 2,000,000 | 0 | 2,000,000 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1530 中心地域整備事業 | 97,000,000 | 57,672,640 | 0 | 7,000,000 | 0 | 0 | 50,672,640 |
| | | 1019 電算管理運営事務 | 66,300,000 | 66,300,000 | 0 | 5,400,000 | 0 | 0 | 60,900,000 |
| | | 1343 タウンズネット管理運営事務 | 13,500,000 | 13,500,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13,500,000 |
| | | 1030 青年結婚・Uターン促進事業 | 1,489,000 | 1,489,000 | 0 | 1,489,000 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1031 公共交通確保総合対策事業 | 2,400,000 | 2,400,000 | 0 | 2,400,000 | 0 | 0 | 0 |
| 民生費 | 児童福祉費 | 1291 地域子育て支援事業 | 5,813,000 | 5,779,080 | 0 | 283,000 | 0 | 0 | 5,496,080 |
| 農林水産費 | 農業費 | 1140 農業後継者育成対策事業 | 3,714,000 | 3,714,000 | 0 | 1,546,000 | 0 | 0 | 2,168,000 |
| | | 1157 堆肥生産施設管理運営事業 | 850,000 | 850,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 850,000 |
| | | 1472 にちなんブランド化促進事業 | 8,000,000 | 8,000,000 | 0 | 8,000,000 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1532 旨い野菜の里づくり事業 | 182,000 | 182,000 | 0 | 114,000 | 0 | 0 | 68,000 |
| | | 1165 畜産振興対策事業 | 9,004,000 | 5,304,000 | 0 | 3,978,000 | 0 | 0 | 1,326,000 |
| | 林業費 | 1176 林業一般管理事務 | 12,500,000 | 12,500,000 | 0 | 12,500,000 | 0 | 0 | 0 |
| | | 1458 林道新設改良事業 | 34,033,000 | 27,541,000 | 0 | 12,216,000 | 11,800,000 | 0 | 3,525,000 |
| | | 1187 治山事業 | 9,000,000 | 9,000,000 | 0 | 1,800,000 | 0 | 0 | 7,200,000 |
| 商工費 | 商工費 | 1193 観光振興対策事業 | 264,000 | 264,000 | 0 | 264,000 | 0 | 0 | 0 |
| 土木費 | 道路橋梁費 | 1118 道路維持管理事業 | 5,000,000 | 5,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,000,000 |
| | | 1119 道路新設改良事業 | 83,886,000 | 64,625,000 | 0 | 23,773,960 | 38,300,000 | 0 | 2,551,040 |
| | | 1120 橋梁維持管理事業 | 4,400,000 | 4,400,000 | 34,000 | 2,940,000 | 1,300,000 | 0 | 126,000 |
| | 住宅費 | 1499 定住住宅整備事業 | 9,180,000 | 9,180,000 | 0 | 0 | 6,800,000 | 0 | 2,380,000 |
| 災害復旧費 | 農林水産施設災害復旧費 | 1125 耕地災害復旧事業 | 7,000,000 | 7,000,000 | 0 | 5,286,000 | 0 | 0 | 1,714,000 |
| 合計 | | | | 406,287,720 | 34,000 | 90,989,960 | 58,200,000 | 0 | 257,063,760 |

議案第 64 号

日南町税条例の一部改正について

次のとおり、日南町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 21 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町税条例の一部を改正する条例

日南町税条例（昭和 45 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|----------------------------|
| 目次 | 目次 |
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1節 通則(第1条-第6条) | 第1節 通則(第1条-第6条) |
| 第2節 賦課徴収(第7条-第22条) | 第2節 賦課徴収(第7条-第22条) |
| 第2章 普通税 | 第2章 普通税 |
| 第1節 町民税(第23条-第53条の12) | 第1節 町民税(第23条-第53条の12) |
| 第2節 固定資産税(第54条-第79条) | 第2節 固定資産税(第54条-第79条) |
| 第3節 軽自動車税(第80条-第91条) | 第3節 軽自動車税(第80条-第91条) |
| 第4節 町たばこ税(第92条-第102条) | 第4節 町たばこ税(第92条-第102条) |
| 第5節 鉦産税(第103条-第130条) | 第5節 鉦産税(第103条-第130条) |
| 第6節 特別土地保有税(第131条-第140条の7) | 第6節 特別土地保有税(第131条-第140条の7) |
| 第3章 目的税 | 第3章 目的税 |
| 第1節 入湯税(第141条-第151条) | 第1節 入湯税(第141条-第151条) |
| 附則 | 附則 |
| 附 則 | 附 則 |
| (略) | (略) |
| <u>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)</u> | (新設) |
| <u>第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第</u> | |

144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。) 第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及

び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に限り、その時までに提出された第36条

の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第34条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第34条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法 第3条の2の2第1項

に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金

額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 （略）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用について

額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法

第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。

4 （略）

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用について

は、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」と

_____する。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書に

は、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項_____の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項_____の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項_____の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項_____に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法

_____第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得_____の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項_____に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項_____の規定による町民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2第3項_____に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書に

| | |
|---|---|
| <p>これらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。) であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> | <p>これらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。) であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> |
|---|---|

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の町税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。

議案第 65 号

日南町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 21 日提出

日南町長 増 原 聡

日南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険税条例（昭和 45 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---------------------------------|
| <p>附 則 1～9 （略） <u>（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</u> 10 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計</u></p> | <p>附 則 1～9 （略） (新設)</p> |

| | |
|---|---------------------------|
| <p>額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> | |
| <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> | (新設) |
| <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> | |
| <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> | (条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) |
| <p>12 (略)</p> | 10 (略) |
| <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> | (条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例) |
| <p>13 (略)</p> | 11 (略) |

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の日南町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する年の翌年1月1日（施行日が平成29年1月1日である場合には、同日）以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

議案第66号

平成28年度日南町一般会計補正予算（第1号）

平成28年度日南町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99,771千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,513,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月21日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|----------|-----------|--------|-----------|
| 11 分担金及び負担金 | | 2,707 | 2,250 | 4,957 |
| | 1 分担金 | 300 | 2,250 | 2,550 |
| 13 国庫支出金 | | 456,844 | 1,273 | 458,117 |
| | 2 国庫補助金 | 281,427 | 1,273 | 282,700 |
| 14 県支出金 | | 981,904 | 34,581 | 1,016,485 |
| | 2 県補助金 | 768,223 | 28,881 | 797,104 |
| | 3 委託金 | 123,377 | 5,700 | 129,077 |
| 15 財産収入 | | 75,308 | 432 | 75,740 |
| | 2 財産売払収入 | 52,322 | 432 | 52,754 |
| 18 繰越金 | | 30,000 | 42,533 | 72,533 |
| | 1 繰越金 | 30,000 | 42,533 | 72,533 |
| 19 諸収入 | | 262,454 | 1,702 | 264,156 |
| | 7 雑入 | 48,445 | 1,702 | 50,147 |
| 20 町債 | | 857,151 | 17,000 | 874,151 |
| | 1 町債 | 857,151 | 17,000 | 874,151 |
| 歳入 | 合計 | 6,413,287 | 99,771 | 6,513,058 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-----------|--------|-----------|
| 1 議会費 | | 74,951 | △2,582 | 72,369 |
| | 1 議会費 | 74,951 | △2,582 | 72,369 |
| 2 総務費 | | 791,784 | 22,925 | 814,709 |
| | 1 総務管理費 | 718,032 | 22,925 | 740,957 |
| 3 民生費 | | 1,196,530 | 1,273 | 1,197,803 |
| | 1 社会福祉費 | 841,224 | 1,273 | 842,497 |
| 4 衛生費 | | 1,175,382 | 4,751 | 1,180,133 |
| | 1 保健衛生費 | 314,107 | 4,751 | 318,858 |
| 6 農林水産業費 | | 1,338,556 | 71,805 | 1,410,361 |
| | 1 農業費 | 984,826 | 12,323 | 997,149 |
| | 2 林業費 | 353,730 | 59,482 | 413,212 |
| 7 商工費 | | 30,566 | 114 | 30,680 |
| | 1 商工費 | 30,566 | 114 | 30,680 |
| 8 土木費 | | 567,303 | 1,469 | 568,772 |
| | 5 住宅費 | 48,902 | 1,469 | 50,371 |
| 10 教育費 | | 425,577 | 16 | 425,593 |
| | 5 社会教育費 | 151,263 | 16 | 151,279 |
| 歳 出 | 合 計 | 6,413,287 | 99,771 | 6,513,058 |

第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

| 起債の目的 | 補正前 | | | | 補正後 | | | |
|--------|---------|----------------|--|---|---------|--------|--------|--------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 過疎対策事業 | 550,300 | 証書借入 又は証券発行 | 10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。 ただし書当初に同じ | 567,300 | 補正前に同じ | 補正前に同じ | 補正前に同じ |

平成28年度日南町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-----------|--------|-----------|
| 11 分担金及び負担金 | 2,707 | 2,250 | 4,957 |
| 13 国庫支出金 | 456,844 | 1,273 | 458,117 |
| 14 県支出金 | 981,904 | 34,581 | 1,016,485 |
| 15 財産収入 | 75,308 | 432 | 75,740 |
| 18 繰越金 | 30,000 | 42,533 | 72,533 |
| 19 諸収入 | 262,454 | 1,702 | 264,156 |
| 20 町債 | 857,151 | 17,000 | 874,151 |
| 歳入合計 | 6,413,287 | 99,771 | 6,513,058 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|----------|-----------|--------|-----------|----------|--------|-------|--------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 議会費 | 74,951 | △2,582 | 72,369 | | | | △2,582 |
| 2 総務費 | 791,784 | 22,925 | 814,709 | 3,817 | 17,000 | 1,700 | 408 |
| 3 民生費 | 1,196,530 | 1,273 | 1,197,803 | 1,273 | | | |
| 4 衛生費 | 1,175,382 | 4,751 | 1,180,133 | | | | 4,751 |
| 6 農林水産業費 | 1,338,556 | 71,805 | 1,410,361 | 30,764 | | 2,684 | 38,357 |
| 7 商工費 | 30,566 | 114 | 30,680 | | | | 114 |
| 8 土木費 | 567,303 | 1,469 | 568,772 | | | | 1,469 |
| 10 教育費 | 425,577 | 16 | 425,593 | | | | 16 |
| 歳出合計 | 6,413,287 | 99,771 | 6,513,058 | 35,854 | 17,000 | 4,384 | 42,533 |

2 歳入

(款) 11 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-------------|-------|-------|-------|----------|-------|------------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 6 農林水産業費分担金 | 0 | 2,250 | 2,250 | 1 農業費分担金 | 1,050 | 土地改良事業費分担金 1,050 |
| | | | | 2 林業費分担金 | 1,200 | 県単治山事業費分担金 1,200 |
| 計 | 300 | 2,250 | 2,550 | | | |

(款) 13 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

| | | | | | | |
|------------|---------|-------|---------|------------|-------|-----------------------|
| 3 民生費国庫補助金 | 56,410 | 1,273 | 57,683 | 1 社会福祉費補助金 | 1,273 | 臨時福祉給付金給付事務費補助金 1,273 |
| 計 | 281,427 | 1,273 | 282,700 | | | |

(款) 14 県支出金

(項) 2 県補助金

| | | | | | | |
|--------------|---------|--------|---------|-------------------|--------|--------------------------------|
| 2 総務費県補助金 | 28,991 | 3,817 | 32,808 | 1 総務管理費補助金 | 3,817 | 中山間地域路線維持費補助金 3,817 |
| 6 農林水産業費県補助金 | 665,917 | 25,064 | 690,981 | 1 農業費補助金 | 3,814 | がんばる農家プラン事業費補助金 Δ 1,691 |
| | | | | | | 鳥取県集落営農体制強化支援事業補助金 3,654 |
| | | | | 就農条件整備事業補助金 1,851 | | |
| | | | | 2 林業費補助金 | 21,250 | 県単治山事業費補助金 21,250 |
| 計 | 768,223 | 28,881 | 797,104 | | | |

(款) 14 県支出金

(項) 3 委託金

| | | | | | | |
|-------------|---------|-------|---------|----------|-------|--------------------------|
| 6 農林水産業費委託金 | 18 | 5,700 | 5,718 | 1 農業費委託金 | 5,700 | 経営体育成基盤整備事業換地業務委託金 5,700 |
| 計 | 123,377 | 5,700 | 129,077 | | | |

(款) 15 財産収入

(項) 2 財産売却収入

(単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-----------|--------|-----|--------|-----------|-----|-----------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 不動産売却収入 | 50,757 | 432 | 51,189 | 2 立竹木売却収入 | 432 | 町有林間伐材等売却収入 432 |
| 計 | 52,322 | 432 | 52,754 | | | |

(款) 18 繰越金

(項) 1 繰越金

| | | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|-------|--------|---------------|
| 1 繰越金 | 30,000 | 42,533 | 72,533 | 1 繰越金 | 42,533 | 前年度繰越金 42,533 |
| 計 | 30,000 | 42,533 | 72,533 | | | |

(款) 19 諸収入

(項) 7 雑入

| | | | | | | |
|------|--------|-------|--------|-------|-------|---------------------------------|
| 5 雑入 | 46,945 | 1,702 | 48,647 | 90 雑入 | 1,702 | 雑入[特定財源] 2 自治総合センター助成金 1,700 |
| 計 | 48,445 | 1,702 | 50,147 | | | |

(款) 20 町債

(項) 1 町債

| | | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|-------|--------|----------------|
| 12 過疎債 | 717,700 | 17,000 | 734,700 | 1 過疎債 | 17,000 | 過疎対策事業債 17,000 |
| 計 | 857,151 | 17,000 | 874,151 | | | |

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 | |
|-------|--------|--------|--------|----------|-----|-----|--------|-------------|--------|------|--------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 1 議会費 | 74,951 | △2,582 | 72,369 | | | | △2,582 | 1 報酬 | △2,652 | 議会活動 | △2,582 |
| | | | | | | | | 3 職員手当等 | △835 | | |
| | | | | | | | | 9 旅費 | 755 | | |
| | | | | | | | | 14 使用料及び賃借料 | 150 | | |
| 計 | 74,951 | △2,582 | 72,369 | | | | △2,582 | | | | |

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

| | | | | | | | | | | | |
|-------|---------|--------|---------|-------|--------|-------|-----|-------------|--------|----------------|--------|
| 10 諸費 | 208,912 | 22,925 | 231,837 | 3,817 | 17,000 | 1,700 | 408 | 12 役務費 | 30 | 青年結婚・UIターン促進事業 | |
| | | | | | | | | 14 使用料及び賃借料 | 875 | 公共交通確保総合対策事業 | 22,925 |
| | | | | | | | | 18 備品購入費 | 22,000 | | |
| | | | | | | | | 27 公課費 | 20 | | |
| 計 | 718,032 | 22,925 | 740,957 | 3,817 | 17,000 | 1,700 | 408 | | | | |

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

| | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|--|--|--|-------------|-----|------------------|-------|
| 1 社会福祉総務費 | 329,719 | 1,273 | 330,992 | 1,273 | | | | 4 共済費 | 115 | 臨時福祉給付金・子育て給付金事業 | 1,273 |
| | | | | | | | | 7 賃金 | 750 | | |
| | | | | | | | | 11 需用費 | 30 | | |
| | | | | | | | | 12 役務費 | 368 | | |
| | | | | | | | | 14 使用料及び賃借料 | 10 | | |
| 計 | 841,224 | 1,273 | 842,497 | 1,273 | | | | | | | |

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|---------|---------|-------|---------|----------|-----|-----|-------|--------|-------|----------------------------------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| 4 環境衛生費 | 223,621 | 4,751 | 228,372 | | | | 4,751 | 13 委託料 | 4,751 | 環境保全対策事業 431 新エネルギー推進事業 4,320 |
| 計 | 314,107 | 4,751 | 318,858 | | | | 4,751 | | | |

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

| | | | | | | | | | | |
|---------|---------|--------|---------|-------|--|-------|-------|---------------|-------|---------------------------------------|
| 2 農業総務費 | 129,712 | 4,000 | 133,712 | 1,851 | | | 2,149 | 19 負担金補助及び交付金 | 4,000 | 農業後継者育成対策事業 4,000 |
| 3 農業振興費 | 535,329 | 2,523 | 537,852 | 1,963 | | 1,052 | △492 | 12 役務費 | 240 | 2 1世紀水田農業確立対策事業 △5,075 |
| | | | | | | | | 13 委託料 | 500 | 中山間地域等直接支払推進事業 2 |
| | | | | | | | | 14 使用料及び賃借料 | 300 | にちなんブランド化促進事業 1,040 集落営農支援事業 5,482 |
| | | | | | | | | 19 負担金補助及び交付金 | 1,457 | 経営所得安定対策事業 1,050 鳥獣被害対策事業 24 |
| | | | | | | | | 23 償還金利子及び割引料 | 26 | |
| 5 農地費 | 291,257 | 5,800 | 297,057 | 5,700 | | | 100 | 7 賃金 | 1,470 | 農道等維持管理事業 100 |
| | | | | | | | | 8 報償費 | 476 | 単県土地改良事業 5,700 |
| | | | | | | | | 11 需用費 | 134 | |
| | | | | | | | | 13 委託料 | 3,720 | |
| 計 | 984,826 | 12,323 | 997,149 | 9,514 | | 1,052 | 1,757 | | | |

7 (一般会計)

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 | |
|---------|---------|--------|---------|----------|-----|-------|--------|------------|--------|-------|--------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 2 林業振興費 | 219,902 | 432 | 220,334 | | | 432 | | 16 原材料費 | 432 | 町造林事業 | 432 |
| 3 林道費 | 91,381 | 59,050 | 150,431 | 21,250 | | 1,200 | 36,600 | 13 委託料 | 6,000 | 治山事業 | 59,050 |
| | | | | | | | | 15 工事請負費 | 52,500 | | |
| | | | | | | | | 17 公有財産購入費 | 550 | | |
| 計 | 353,730 | 59,482 | 413,212 | 21,250 | | 1,632 | 36,600 | | | | |

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

| | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|-----|--------|--|--|--|-----|--------|-----|----------|-----|
| 2 観光費 | 13,359 | 114 | 13,473 | | | | 114 | 12 役務費 | 114 | 公園施設管理事務 | 114 |
| 計 | 30,566 | 114 | 30,680 | | | | 114 | | | | |

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

| | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|-------|--------|--|--|--|-------|--------|-------|--------|-------|
| 1 住宅管理費 | 10,302 | 1,469 | 11,771 | | | | 1,469 | 11 需用費 | 1,469 | 住宅管理事務 | 1,469 |
| | | | | | | | | 12 役務費 | △10 | | |
| | | | | | | | | 13 委託料 | 10 | | |
| 計 | 48,902 | 1,469 | 50,371 | | | | 1,469 | | | | |

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 | |
|-----------|---------|-----|---------|----------|-----|-----|------|---------------|----|-----------|----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 1 社会教育総務費 | 21,399 | 16 | 21,415 | | | | 16 | 19 負担金補助及び交付金 | 16 | 青少年健全育成事業 | 16 |
| 計 | 151,263 | 16 | 151,279 | | | | 16 | | | | |

補正予算給与費明細書

1. 特別職

(単位 千円)

| 区分 | 職員数 (人) | 給 与 費 | | | | | | | 共 済 費 | 合 計 | 備 考 |
|------------|------------|-------|---------|--------|--------|-------|--------|---------|--------|---------|-----|
| | | 報 酬 | 給 料 | 期末手当 | 調整手当 | 寒冷地手当 | その他の手当 | 計 | | | |
| 補正額 | 長 等 | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | 議 員 | △ 1 | △ 2,652 | | △ 835 | | | △ 3,487 | | △ 3,487 | |
| | その他 | | | | | | | 0 | | 0 | |
| | 計 | △ 1 | △ 2,652 | 0 | △ 835 | | | △ 3,487 | | △ 3,487 | |
| 補正前 の 額 | 長 等 | 3 | | 24,360 | 7,674 | | | 32,034 | 6,134 | 38,168 | |
| | 議 員 | 12 | 33,312 | | 10,494 | | | 43,806 | 13,169 | 56,975 | |
| | その他 | 385 | 19,735 | | | | 280 | 20,015 | 0 | 20,015 | |
| | 計 | 400 | 53,047 | 24,360 | 18,168 | | 280 | 95,855 | 19,303 | 115,158 | |
| 合 計 | 長 等 | 3 | 0 | 24,360 | 7,674 | 0 | 0 | 32,034 | 6,134 | 38,168 | |
| | 議 員 | 11 | 30,660 | 0 | 9,659 | 0 | 0 | 40,319 | 13,169 | 53,488 | |
| | その他 | 385 | 19,735 | 0 | 0 | 0 | 280 | 20,015 | 0 | 20,015 | |
| | 計 | 399 | 50,395 | 24,360 | 17,333 | 0 | 0 | 92,368 | 19,303 | 111,671 | |

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込に関する調書（補正）

（一般会計）

（単位 千円）

| 区 分 | 前々年度末現在高 | 前年度末現在高見込額 | 当該年度中増減見込 | | 当該年度末 現在高見込額 |
|---------------------------|-----------|------------|---------------------|------------------|----------------------|
| | | | 当該年度中 起債見込額、補正額 | 当該年度中 元金償還見込額 | |
| 1. 普通債 | 5,143,838 | 5,936,684 | [17,000] 852,151 | 573,866 | [1,700] 6,214,969 |
| ① 土 木 | 197,019 | 155,620 | 0 | 42,736 | 112,884 |
| ② 衛 生 | 43,430 | 41,856 | 0 | 5,774 | 36,082 |
| ③ 農 林 水 産 | 189,735 | 104,925 | 0 | 59,735 | 45,190 |
| ④ 公 有 林 | 27,768 | 23,231 | 0 | 4,612 | 18,619 |
| ⑤ 防 災 | 31,900 | 92,988 | 0 | 6,367 | 86,621 |
| ⑥ 学 校 | 70,181 | 59,579 | 0 | 10,863 | 48,716 |
| ⑦ 過 疎 | 2,961,702 | 3,685,994 | [17,000] 550,300 | 284,633 | [1,700] 3,951,661 |
| ⑧ 過疎地域自立促進 | 108,664 | 393,319 | 167,400 | 23,562 | 537,157 |
| ⑨ 臨時財政特例債 | 7,152 | 4,871 | 0 | 2,382 | 2,489 |
| ⑩ 地域総合整備事業債 | 12,500 | 6,250 | 0 | 6,250 | 0 |
| ⑪ 減税補填・臨時税収 補填・臨時財政対策債 | 1,485,387 | 1,362,451 | 134,451 | 124,152 | 1,372,750 |
| ⑫ 総 務 | 8,400 | 5,600 | 0 | 2,800 | 2,800 |

(一般会計)

(単位 千円)

| 区 分 | 前々年度末現在高 | 前年度末現在高見込額 | 当該年度中増減見込 | | 当該年度末 現在高見込額 |
|-----------|-----------|------------|--------------------|------------------|-----------------|
| | | | 当該年度中 起債見込額、補正額 | 当該年度中 元金償還見込額 | |
| 2. 災害復旧債 | 112,074 | 95,313 | 5,000 | 16,713 | 83,600 |
| ① 土 木 | 112,074 | 95,313 | 5,000 | 16,713 | 83,600 |
| ② 農 林 水 産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ そ の 他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 補 正 額 | | | 17,000 | | 17,000 |
| 補 正 前 の 額 | | | 857,151 | 590,579 | 6,298,569 |
| 合 計 | 5,255,912 | 6,031,997 | 874,151 | 590,579 | 6,315,569 |

議案第67号

平成28年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,671千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ795,833千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月21日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|------------|---------|---------|---------|
| 3 国庫支出金 | | 149,653 | 937 | 150,590 |
| | 1 国庫負担金 | 104,566 | 0 | 104,566 |
| | 2 国庫補助金 | 45,087 | 937 | 46,024 |
| 8 繰入金 | | 107,770 | 2,209 | 109,979 |
| | 2 基金繰入金 | 62,025 | 2,209 | 64,234 |
| 11 前期高齢者交付金 | | 220,731 | △10,817 | 209,914 |
| | 1 前期高齢者交付金 | 220,731 | △10,817 | 209,914 |
| 歳入 | 合計 | 803,504 | △7,671 | 795,833 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|-------------|---------|--------|---------|
| 1 総務費 | | 18,730 | 2,463 | 21,193 |
| | 1 総務管理費 | 16,681 | 2,463 | 19,144 |
| 9 介護納付金 | | 28,779 | △4,177 | 24,602 |
| | 1 介護納付金 | 28,779 | △4,177 | 24,602 |
| 10 後期高齢者支援金等 | | 69,038 | △5,957 | 63,081 |
| | 1 後期高齢者支援金等 | 69,038 | △5,957 | 63,081 |
| 歳 出 | 合 計 | 803,504 | △7,671 | 795,833 |

平成28年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 3 国庫支出金 | 149,653 | 937 | 150,590 |
| 8 繰入金 | 107,770 | 2,209 | 109,979 |
| 11 前期高齢者交付金 | 220,731 | △10,817 | 209,914 |
| 歳入合計 | 803,504 | △7,671 | 795,833 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|--------------|---------|--------|---------|----------|-----|---------|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 総務費 | 18,730 | 2,463 | 21,193 | 937 | | 1,526 | |
| 2 保険給付費 | 490,648 | 0 | 490,648 | 10,134 | | △10,134 | |
| 9 介護納付金 | 28,779 | △4,177 | 24,602 | △1,204 | | △2,973 | |
| 10 後期高齢者支援金等 | 69,038 | △5,957 | 63,081 | △8,930 | | 2,973 | |
| 歳出合計 | 803,504 | △7,671 | 795,833 | 937 | | △8,608 | |

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|-------------|---------|-------|---------|--------|-----|---|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 2 療養給付費等負担金 | 100,624 | 0 | 100,624 | 1 現年度分 | | 療養給付費等国庫負担金 4,177 老人保健医療費拠出金分負担金 Δ 2,973 介護納付金負担金 Δ 1,204 |
| 計 | 104,566 | 0 | 104,566 | | | |

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

| | | | | | | |
|-----------|--------|-----|--------|---------|-----|-------------|
| 2 財政調整交付金 | 45,087 | 937 | 46,024 | 1 調整交付金 | 937 | 特別調整交付金 937 |
| 計 | 45,087 | 937 | 46,024 | | | |

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

| | | | | | | |
|---------------|--------|-------|--------|---------------|-------|-------------------|
| 1 国保財政調整基金繰入金 | 62,025 | 2,209 | 64,234 | 1 国保財政調整基金繰入金 | 2,209 | 国保財政調整基金繰入金 2,209 |
| 計 | 62,025 | 2,209 | 64,234 | | | |

(款) 11 前期高齢者交付金

(項) 1 前期高齢者交付金

| | | | | | | |
|------------|---------|-----------------|---------|--------|-----------------|--------------------------|
| 1 前期高齢者交付金 | 220,731 | Δ 10,817 | 209,914 | 1 現年度分 | Δ 10,817 | 前期高齢者交付金 Δ 10,817 |
| 計 | 220,731 | Δ 10,817 | 209,914 | | | |

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 | |
|---------|--------|-------|--------|----------|-----|-------|------|--------|-------|------------|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 1 一般管理費 | 16,681 | 2,463 | 19,144 | 937 | | 1,526 | | 13 委託料 | 2,463 | 国保事業一般管理事務 | 2,463 |
| 計 | 16,681 | 2,463 | 19,144 | 937 | | 1,526 | | | | | |

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------|---|---------|--------|--|---------|--|--|--|--------|--|
| 1 一般被保険者療養給付費 | 390,000 | 0 | 390,000 | 10,134 | | △10,134 | | | | 保険給付事業 | |
| 計 | 427,568 | 0 | 427,568 | 10,134 | | △10,134 | | | | | |

(款) 9 介護納付金

(項) 1 介護納付金

| | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--|--------|--|---------------|--------|-------|--------|
| 1 介護納付金 | 28,779 | △4,177 | 24,602 | △1,204 | | △2,973 | | 19 負担金補助及び交付金 | △4,177 | 介護納付金 | △4,177 |
| 計 | 28,779 | △4,177 | 24,602 | △1,204 | | △2,973 | | | | | |

(款) 10 後期高齢者支援金等

(項) 1 後期高齢者支援金等

| | | | | | | | | | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--|-------|--|---------------|--------|----------|--------|
| 1 後期高齢者支援金 | 69,032 | △5,957 | 63,075 | △8,930 | | 2,973 | | 19 負担金補助及び交付金 | △5,957 | 後期高齢者支援金 | △5,957 |
| 計 | 69,038 | △5,957 | 63,081 | △8,930 | | 2,973 | | | | | |

議案第68号

平成28年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度日南町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300,162千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月21日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|-------|---------|-----|---------|
| 1 水道料金 | | 69,590 | 150 | 69,740 |
| | 1 水道料 | 69,590 | 150 | 69,740 |
| 歳入 | 合計 | 300,012 | 150 | 300,162 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|---------|-----|---------|
| 1 業務費 | | 62,653 | 150 | 62,803 |
| | 1 施設管理費 | 62,653 | 150 | 62,803 |
| 歳 出 | 合 計 | 300,012 | 150 | 300,162 |

平成28年度日南町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|---------|-----|---------|
| 1 水道料金 | 69,590 | 150 | 69,740 |
| 歳入合計 | 300,012 | 150 | 300,162 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-------|---------|-----|---------|----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 業務費 | 62,653 | 150 | 62,803 | | | 150 | |
| 歳出合計 | 300,012 | 150 | 300,162 | | | 150 | |

2 歳入

(款) 1 水道料金

(項) 1 水道料

(単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-------|--------|-----|--------|-------|-----|---------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 水道料 | 69,590 | 150 | 69,740 | 1 水道料 | 150 | 水道料 150 |
| 計 | 69,590 | 150 | 69,740 | | | |

3 歳 出

(款) 1 業務費

(項) 1 施設管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | | 節 | | 説 明 | |
|---------|--------|-------|--------|-----------------|-------|-------|------|-------------------|-----|--------|-----|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | | | | |
| 1 施設管理費 | 62,653 | 150 | 62,803 | | | 150 | | 23 償還金利子及 び割引料 | 150 | 簡易水道事業 | 150 |
| 計 | 62,653 | 150 | 62,803 | | | 150 | | | | | |

議案第69号

平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度日南町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195,914千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月21日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|--------|---------|-----|---------|
| 1 下水道料金 | | 74,470 | 70 | 74,540 |
| | 1 下水道料 | 74,470 | 70 | 74,540 |
| 歳入 | 合計 | 195,844 | 70 | 195,914 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|---------|-----|---------|
| 1 業務費 | | 96,893 | 70 | 96,963 |
| | 1 施設管理費 | 96,893 | 70 | 96,963 |
| 歳 出 | 合 計 | 195,844 | 70 | 195,914 |

平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|-----|---------|
| 1 下水道料金 | 74,470 | 70 | 74,540 |
| 歳入合計 | 195,844 | 70 | 195,914 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-------|---------|-----|---------|----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 業務費 | 96,893 | 70 | 96,963 | | | 70 | |
| 歳出合計 | 195,844 | 70 | 195,914 | | | 70 | |

2 歳入

(款) 1 下水道料金

(項) 1 下水道料

(単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|--------|--------|-----|--------|--------|----|---------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 下水道料 | 74,470 | 70 | 74,540 | 1 下水道料 | 70 | 下水道料 (農集分) 70 |
| 計 | 74,470 | 70 | 74,540 | | | |

3 歳 出

(款) 1 業務費

(項) 1 施設管理費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | | 節 | | 説 明 | |
|---------|--------|-------|--------|-----------------|-------|-------|------|-------------------|-----|--------------|----|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | | | | |
| 1 一般管理費 | 58,354 | 70 | 58,424 | | | 70 | | 23 償還金利子及 び割引料 | 70 | 農業集落排水一般管理業務 | 70 |
| 計 | 96,893 | 70 | 96,963 | | | 70 | | | | | |

議案第70号

平成28年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度日南町の再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ444千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,345千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月21日提出

鳥取県 日南町長 増 原 聡

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|-------|-----|-------|
| 4 繰越金 | | 0 | 444 | 444 |
| | 1 繰越金 | 0 | 444 | 444 |
| 歳入 | 合計 | 1,901 | 444 | 2,345 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|-------|-----|-------|
| 1 発電事業費 | | 1,901 | 444 | 2,345 |
| | 1 発電事業費 | 1,901 | 444 | 2,345 |
| 歳 出 | 合 計 | 1,901 | 444 | 2,345 |

平成28年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|-----|-------|
| 4 繰越金 | 0 | 444 | 444 |
| 歳入合計 | 1,901 | 444 | 2,345 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|---------|-------|-----|-------|----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 発電事業費 | 1,901 | 444 | 2,345 | | | 444 | |
| 歳出合計 | 1,901 | 444 | 2,345 | | | 444 | |

2 歳入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-------|-------|-----|-----|-------|-----|------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 繰越金 | 0 | 444 | 444 | 1 繰越金 | 444 | 前年度繰越金 444 |
| 計 | 0 | 444 | 444 | | | |

3 歳 出

(款) 1 発電事業費

(項) 1 発電事業費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | | 節 | | 説 明 | |
|---------|-------|-------|-------|-----------------|-------|-------|------|--------|-----|---------------|-----|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 | 区 分 | 金 額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | | | | | |
| 1 発電事業費 | 1,901 | 444 | 2,345 | | | 444 | | 13 委託料 | 444 | 再生可能エネルギー発電事業 | 444 |
| 計 | 1,901 | 444 | 2,345 | | | 444 | | | | | |

平成28年6月 日南町議会定例会

補正予算説明附属資料

| | | | |
|---|---------|-----|----|
| 一 | 一般会計 | ・・・ | 1 |
| | 議会事務局 | ・・・ | 2 |
| | 企画課 | ・・・ | 2 |
| | 住民課 | ・・・ | 3 |
| | 福祉保健課 | ・・・ | 4 |
| | 農林課 | ・・・ | 4 |
| | 建設課 | ・・・ | 8 |
| | 教育課 | ・・・ | 10 |
| | 国保特会 | ・・・ | 11 |
| | 簡易水道特会 | ・・・ | 13 |
| | 農業集排特会 | ・・・ | 13 |
| | 再生I ㊦特会 | ・・・ | 14 |

平成 28 年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

01款 議会費

01項 議会費

01目 議会費

議会事務局

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|-------|---------|-------|-----|-----|---------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1195 議会活動 | 補正前の額 | 74,951 | 0 | 0 | 0 | 74,951 | |
| | 補正額 | △ 2,582 | 0 | 0 | 0 | △ 2,582 | |
| | 補正後の額 | 72,369 | 0 | 0 | 0 | 72,369 | |
| <p>○ 事業説明</p> <p>議員1名減(議員辞職)による補正 行政視察先(宮城県、長野県等)の決定による補正</p> <p>○ 執行経費</p> <p>報酬 △ 2,652 千円 $\Delta 221,000円 \times 12ヶ月$</p> <p>議員期末手当 △ 835 千円 $\Delta 221,000円 \times 1.2 \times (1.50+1.65)$</p> <p>旅費 755 千円 行政視察旅費</p> <p>使用料及び賃借料 150 千円</p> | | | | | | | |

02 款 総務費

01 項 総務管理費

10 目 諸費

企画課

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|--|-------|--------|--------|--------|-------|--------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1031 公共交通確保総合対策事業 | 補正前の額 | 71,072 | 25,741 | 3,000 | 7,353 | 34,978 | |
| | 補正額 | 22,925 | 3,817 | 17,000 | 0 | 2,108 | |
| | 補正後の額 | 93,997 | 29,558 | 20,000 | 7,353 | 37,086 | |
| <p>○ 事業説明</p> <p>・当初予算においてデマンドバス1台の更新を計画していたが、中型バスの故障が増加してきたため、計画を変更し中型バス1台を購入するもの。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>・備品購入費(中型バス1台) 22,000 千円</p> <p>・納車経費(手数料、公課費) 50 千円</p> <p>・使用料及び賃借料(故障時の車両レンタル代) 875 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>・県支出金(中山間地域路線維持費補助金) 3,817 千円</p> <p>・町債(過疎債) 17,000 千円</p> | | | | | | | |

平成 28 年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

04 款 衛生費

01 項 保健衛生費

住民課

04 目 環境衛生費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|-------|--------|-------|-------|-------|-------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1393 環境保全対策事業 | 補正前の額 | 11,564 | 0 | 3,000 | 1,500 | 7,064 | |
| | 補正額 | 431 | 0 | 0 | 0 | 431 | |
| | 補正後の額 | 11,995 | 0 | 3,000 | 1,500 | 7,495 | |
| <p>○ 事業説明 日野川等流域の水質・生態系調査 日野川等流域の河川水の栄養塩類等の濃度を測定して周辺環境との関係を調査する。</p> <p>○ 執行経費 委託料 調査委託料</p> <p style="text-align: right;">431 千円</p> | | | | | | | |

04 款 衛生費

01 項 保健衛生費

住民課

04 目 環境衛生費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|--|-------|--------|-------|-----|-------|-------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1409 新エネルギー推進事業 | 補正前の額 | 10,507 | 1,580 | 0 | 4,636 | 4,291 | |
| | 補正額 | 4,320 | 0 | 0 | 0 | 4,320 | |
| | 補正後の額 | 14,827 | 1,580 | 0 | 4,636 | 8,611 | |
| <p>○ 事業説明 新石見小水力発電所における導水路修繕工事の設計委託業務のため増額補正</p> <p>○ 執行経費 委託料 工事設計業務委託</p> <p style="text-align: right;">4,320 千円</p> | | | | | | | |

平成 28 年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

03 款 民生費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|-------|--------|--------|-----|-----|------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1541 臨時福祉給付金・子育て給付金事業 | 補正前の額 | 48,863 | 48,863 | 0 | 0 | 0 | |
| | 補正額 | 1,273 | 1,273 | 0 | 0 | 0 | |
| | 補正後の額 | 50,136 | 50,136 | 0 | 0 | 0 | |
| <p>○ 事業説明 年金生活者等支援臨時福祉給付金の事務費所要額見込みによる補正。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>共済費 (事務補助職員社会保険料) 115 千円</p> <p>賃金 (事務補助職員賃金) 714 千円</p> <p>(事務補助職員通勤手当) 36 千円</p> <p>需用費 (年金生活者等支援臨時福祉給付金事務費) 30 千円</p> <p>役務費 (年金生活者等支援臨時福祉給付金事務費) 368 千円</p> <p>使用料及び賃借料 (年金生活者等支援臨時福祉給付金事務費) 10 千円</p> <p>○ 財源 国庫支出金 (臨時福祉給付金事務費補助金 補助率10/10) 1,273 千円</p> | | | | | | | |

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

農林課

02 目 農業総務費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|-------|--------|--------|-----|-----|--------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1140 農業後継者育成対策事業 | 補正前の額 | 70,496 | 12,654 | 0 | 0 | 57,842 | |
| | 補正額 | 4,000 | 1,851 | 0 | 0 | 2,149 | |
| | 補正後の額 | 74,496 | 14,505 | 0 | 0 | 59,991 | |
| <p>○ 事業説明 ・認定就農者2名の就農計画変更(規模拡大)に伴う増額</p> <p>○ 執行経費 就農条件整備事業補助金(補助率2/3) 4,000 千円</p> <p>・ハウス1棟増棟(当初2棟)に伴う増額 事業費 2,000千円</p> <p>・ハウス5棟増棟(当初3棟)等に伴う増額 事業費 4,000千円</p> <p>○ 財源 県支出金(鳥取県就農条件整備事業補助金 補助率1/3) 1,851 千円</p> | | | | | | | |

平成 28 年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

農林課

03 目 農業振興費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|-------|--------|--------|--------|-----|--------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1146 21世紀水田農業確立対策事業 | 補正前の額 | 46,231 | 15,401 | 11,600 | 0 | 19,230 | |
| | 補正額 | △5,075 | △1,691 | 0 | 0 | △3,384 | |
| | 補正後の額 | 41,156 | 13,710 | 11,600 | 0 | 15,846 | |
| <p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農体制強化支援事業移行に伴う減額 <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> がんばる農家プラン支援事業補助金(補助率1/2) △5,075千円 ・ 事業移行に伴う減額 事業費 △10,151千円 ※対象経費は税抜き <p>○ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> 県支出金(鳥取県がんばる農家プラン支援事業費補助金 補助率1/3) △1,691千円 | | | | | | | |

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

農林課

03 目 農業振興費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|-------|---------|---------|-----|-----|--------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1159 中山間地域等直接支払推進事業 | 補正前の額 | 186,116 | 140,184 | 0 | 0 | 45,932 | |
| | 補正額 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | |
| | 補正後の額 | 186,118 | 140,184 | 0 | 2 | 45,932 | |
| <p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事用地買収に係る農用地面積の減に伴う過年度分農地を守る直接支払事業交付金(国及び県費分)の返還金(急傾斜地 1集落72㎡の減 国費756円・県費378円) <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 償還金利子及び割引料 2千円 <p>○ 財源</p> <ul style="list-style-type: none"> 雑入(中山間地域等直接支払交付金集落交付金過年度分返還金) 2千円 | | | | | | | |

平成 28 年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

農 林 課

03 目 農業振興費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|---|-------|--------|---------|-----|-----|--------|-----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1472 にちなんブランド化 促進事業 | 補正前の額 | 14,236 | 3,385 | 0 | 0 | 10,851 | |
| | 補正額 | 1,040 | 0 | 0 | 0 | 1,040 | |
| | 補正後の額 | 15,276 | 3,385 | 0 | 0 | 11,891 | |
| <p>○ 事業説明 平成28年7月26日に開催予定の「お米EXPO2016」(東京)に参加し、特産品の販売や、高性能機械の作業風景や豊かな自然を紹介し、大都市に向け町の魅力をアピールする。</p> <p>○ 執行経費 役務費 240 千円 委託料 500 千円 使用料及び賃借料 300 千円</p> | | | | | | | |

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

農 林 課

03 目 農業振興費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|---|-------|-------|---------|-----|-----|-------|-----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1474 集落営農支援事業 | 補正前の額 | 1,839 | 1,225 | 0 | 0 | 614 | |
| | 補正額 | 5,482 | 3,654 | 0 | 0 | 1,828 | |
| | 補正後の額 | 7,321 | 4,879 | 0 | 0 | 2,442 | |
| <p>○ 事業説明 ・がんばる農家プラン支援事業から集落営農体制強化支援事業への移行に伴う増額</p> <p>○ 執行経費 集落営農体制強化支援事業費補助金(補助率1/2) 5,482 千円 ・事業移行に伴う増額 事業費 10,963千円 ※対象経費は税込み</p> <p>○ 財源 県支出金(鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金 補助率1/3) 3,654 千円</p> | | | | | | | |

平成 28 年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

03 目 農業振興費

農 林 課

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|--|-------|--------|---------|-------|-------|------|-----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1514 経営所得安定対策事業 | 補正前の額 | 10,722 | 6,234 | 2,100 | 2,005 | 383 | |
| | 補正額 | 1,050 | 0 | 0 | 1,050 | 0 | |
| | 補正後の額 | 11,772 | 6,234 | 2,100 | 3,055 | 383 | |
| <p>○ 事業説明 県営阿毘縁地区基盤整備事業に係る地元負担金徴収による補正</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 1,050 千円</p> <p>○ 財源 分担金（地元分担金） 1,050 千円</p> | | | | | | | |

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

03 目 農業振興費

農 林 課

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|---|-------|--------|---------|-----|-----|-------|-----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1516 鳥獣被害対策事業 | 補正前の額 | 16,015 | 10,498 | 0 | 840 | 4,677 | |
| | 補正額 | 24 | 0 | 0 | 0 | 24 | |
| | 補正後の額 | 16,039 | 10,498 | 0 | 840 | 4,701 | |
| <p>○ 事業説明 平成27年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業（国庫事業）の緊急捕獲活動実績に係るニホンジカ捕獲頭数の減に伴う交付金の返還（平成27年度捕獲実績 7頭）</p> <p>○ 執行経費 償還金利息及び割引料 24 千円</p> | | | | | | | |

平成 28 年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

05 目 農地費

建設課

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|-------|--------|--------|-----|-----|-------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1362 単県土地改良事業 | 補正前の額 | 15,117 | 8,377 | 0 | 0 | 6,740 | |
| | 補正額 | 5,700 | 5,700 | 0 | 0 | 0 | |
| | 補正後の額 | 20,817 | 14,077 | 0 | 0 | 6,740 | |
| <p>○ 事業説明 県営阿毘緑地区基盤整備事業に係る換地業務受託による補正</p> <p>○ 執行経費</p> <p>賃金 1,470 千円</p> <p>報償費 476 千円</p> <p>需用費 34 千円</p> <p>委託料 3,720 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>県支出金（鳥取県委託金 補助率10/10） 5,700 千円</p> | | | | | | | |

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

03 目 林道費

建設課

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|--|-------|--------|--------|-----|-------|--------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1187 治山事業 | 補正前の額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 補正額 | 59,050 | 21,250 | 0 | 1,200 | 36,600 | |
| | 補正後の額 | 59,050 | 21,250 | 0 | 1,200 | 36,600 | |
| <p>○ 事業説明 平成28年1月25日寒波により被災した三吉地区斜面崩壊の復旧事業に係る経費 斜面崩壊復旧事業にかかる経費（霞、福塚、福万来地区）</p> <p>○ 執行経費</p> <p>委託料 6,000 千円</p> <p>工事請負費 52,500 千円</p> <p>公有財産購入費 550 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>県支出金 鳥取県単県斜面崩壊復旧事業補助金 事業費 33,300千円×50% 16,650 千円</p> <p>鳥取県小規模急傾斜地崩壊対策事業補助金 事業費 11,500千円×40% 4,600 千円</p> <p>分担金 鳥取県単県斜面崩壊復旧事業分担金（地元） 分担金 400千円×3戸 1,200 千円</p> | | | | | | | |

平成 28 年度 一般会計補正予算(第1号)説明資料

08 款 土 木 費

05 項 住 宅 費

01 目 住宅管理費

建設課

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|--|-------|-------|---------|-----|-------|-------|-----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1123 住宅管理事務 | 補正前の額 | 5,752 | 0 | 0 | 5,752 | 0 | |
| | 補正額 | 1,469 | 0 | 0 | 0 | 1,469 | |
| | 補正後の額 | 7,221 | 0 | 0 | 5,752 | 1,469 | |
| <p>○ 事業説明 5月の暴風により田ノ原団地内の平屋建て家屋(2棟)の屋根が被災し、雨漏り等の恐れがあるため早期に修繕工事を行う。</p> <p>○ 執行経費 需用費(建物設備修繕料) 1,469 千円</p> | | | | | | | |

10 款 教 育 費

05 項 社会教育費

01 目 社会教育総務費

教育課

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財 源 内 訳 | | | | 備 考 |
|---|-------|-----|---------|-----|-----|------|-----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1249 青少年健全育成事業 | 補正前の額 | 707 | 0 | 0 | 62 | 645 | |
| | 補正額 | 16 | 0 | 0 | 0 | 16 | |
| | 補正後の額 | 723 | 0 | 0 | 62 | 661 | |
| <p>○ 事業説明 日南町スポーツ少年団派遣費補助</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 日南町スポーツ少年団派遣費補助金 ・中国地区小学生ソフトテニス選手権大会(山口県周南市) 16 千円</p> | | | | | | | |

平成28年度 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)説明資料

01 款 総務費

01 項 総務管理費

住民課

01 目 一般管理費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|-------|--------|-------|-----|-------|--------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1071 国保事業一般管理事務 | 補正前の額 | 16,681 | 0 | 0 | 3,043 | 13,638 | |
| | 補正額 | 2,463 | 937 | 0 | 1,526 | 0 | |
| | 補正後の額 | 19,144 | 937 | 0 | 4,569 | 13,638 | |
| <p>○ 事業説明 平成30年度からの国保都道府県一元化のための既存国保システム改修委託料</p> <p>○ 執行経費 委託料 国保事業費納付金等算定標準システム連携分 937,980 円 国保情報集約システム連携分 1,524,420 円</p> <p>○ 財源 特別調整交付金(国) 937 千円 国保財政調整基金繰入金 1,526 千円</p> | | | | | | | |

02 款 保険給付費

01 項 療養諸費

住民課

01 目 一般被保険者療養給付費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|--|-------|---------|--------|-----|----------|--------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1076 保険給付事業 | 補正前の額 | 390,000 | 71,337 | 0 | 289,088 | 29,085 | |
| | 補正額 | 0 | 10,134 | 0 | △ 10,134 | 0 | |
| | 補正後の額 | 390,000 | 81,471 | 0 | 278,954 | 29,575 | |
| <p>○ 事業説明 財源の組替</p> <p>○ 財源 療養給付費等負担金 4,177 千円 調整交付金(県) 5,957 千円 前期高齢者交付金 △ 10,817 千円 国保財政調整基金繰入金 683 千円</p> | | | | | | | |

平成28年度 国民健康保険特別会計補正予算(第1号)説明資料

09 款 介護納付金

01 項 介護納付金

01 目 介護納付金

住民課

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|-------|---------|---------|-----|---------|-------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1100 介護納付金 | 補正前の額 | 28,779 | 13,011 | 0 | 13,586 | 2,182 | |
| | 補正額 | △ 4,177 | △ 1,204 | 0 | △ 2,973 | 0 | |
| | 補正後の額 | 24,602 | 11,807 | 0 | 10,613 | 2,182 | |
| <p>○ 事業説明 平成28年度介護納付金額確定による減額</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 △ 4,177 千円</p> <p>○ 財源 介護納付金負担金 △ 1,204 千円 療養給付費交付金(退職被保険者等医療費交付金) △ 2,973 千円</p> | | | | | | | |

10 款 後期高齢者支援金等

01 項 後期高齢者支援金等

01 目 後期高齢者支援金

住民課

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|--|-------|---------|---------|-----|--------|------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1476 後期高齢者支援金 | 補正前の額 | 69,032 | 37,676 | 0 | 31,356 | 0 | |
| | 補正額 | △ 5,957 | △ 8,930 | 0 | 2,973 | 0 | |
| | 補正後の額 | 63,075 | 28,746 | 0 | 34,329 | 0 | |
| <p>○ 事業説明 平成28年度後期高齢者医療費支援金額確定による減額</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 △ 5,957 千円</p> <p>○ 財源 療養給付費等負担金(後期高齢者医療支援金負担金) △ 2,973 千円 調整交付金(県) △ 5,957 千円 療養給付費交付金(退職被保険者等医療費交付金) 2,973 千円</p> | | | | | | | |

平成28年度 簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）説明資料

01 款 業 務 費

01 項 施設管理費

建設課

01 目 施設管理費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|--|-------|--------|---------|-------|--------|--------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1127 簡易水道事業 | 補正前の額 | 62,653 | 0 | 5,200 | 33,488 | 23,965 | |
| | 補正額 | 150 | 0 | 0 | 150 | 0 | |
| | 補正後の額 | 62,803 | 0 | 5,200 | 33,638 | 23,965 | |
| <p>○ 事業説明 過誤納による過年度水道料の還付に必要な予算の増額。</p> <p>○ 執行経費 償還金利子及び割引料（過誤納還付金） 150千円</p> <p>○ 財 源 水道料金 150千円</p> | | | | | | | |

平成28年度 農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）説明資料

01 款 業 務 費

01 項 施設管理費

建設課

01 目 一般管理費

(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財 源 内 訳 | | | | 備考 |
|--|-------|--------|---------|-------|--------|------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1132 農業集落排水一般管理業務 | 補正前の額 | 58,354 | 0 | 7,800 | 50,554 | 0 | |
| | 補正額 | 70 | 0 | 0 | 70 | 0 | |
| | 補正後の額 | 58,424 | 0 | 7,800 | 50,624 | 0 | |
| <p>○ 事業説明 過誤納による過年度下水道料の還付に必要な予算の増額。</p> <p>○ 執行経費 償還金利子及び割引料（過誤納還付金） 70千円</p> <p>○ 財 源 下水道料金 70千円</p> | | | | | | | |

平成28年度 再生可能エネルギー発電事業特別会計補正予算(第1号)説明資料

01 款 発電事業費

01 項 発電事業費

住民課

01 目 発電事業費

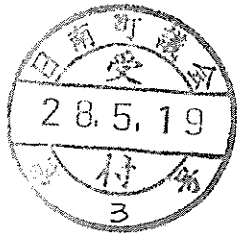
(単位:千円)

| 事業名 | 区分 | 金額 | 財源内訳 | | | | 備考 |
|---|-------|-------|-------|-----|-----|-------|----|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 1536 再生可能エネルギー 発電事業 | 補正前の額 | 1,901 | 0 | 0 | 0 | 1,901 | |
| | 補正額 | 444 | 0 | 0 | 444 | 0 | |
| | 補正後の額 | 2,345 | 0 | 0 | 444 | 1,901 | |
| <p>○ 事業説明 石見小水力発電所の導水路管理業務等を委託し、安全管理の体制を充実させる。</p> <p>○ 執行経費 委託料 水路管理委託料等 444 千円</p> <p>○ 財源 繰越金(前年度繰越金) 444 千円</p> | | | | | | | |

平成28年第4回日南町議会定例会

陳情文書表

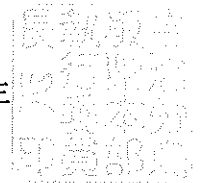
| 受理番号 | 受理年月日 | 件名 | 陳情の要旨 | 陳情者の住所及び氏名 | 付託委員会 |
|------|----------------|---|--------------|--|-----------|
| 第3号 | 平成28年 5月19日 | 地方財政の充実・強化を求める陳情 | 別紙写し のとおり | 鳥取市南町505番地 自治労鳥取県本部 執行委員長 西村 裕生 ほか1名 | 総務教育常任委員会 |
| 第4号 | 平成28年 6月7日 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはか るための、2017年度政府予算に係る意見書採択の陳情書 | 別紙写し のとおり | 米子市博労町4丁目352 鳥取県教職員組合西部支部 支部長 藤本 敏秀 ほか1名 | 総務教育常任委員会 |
| 第5号 | 平成28年 6月10日 | 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応 と財源確保を求める陳情書 | 別紙写し のとおり | 鳥取県東伯郡湯梨浜町泊711 鳥取の保育を考える会 会長 石井 由加利 | 経済福祉常任委員会 |



自治労鳥取発第192号
2016年5月19日

日南町議会議長 村上 正広 様

(陳情者) 鳥取市南町 505 番地
自治労鳥取県本部
執行委員長 西村 裕 生



日野郡日南町霞 800 番地
日南町職員労働組合
執行委員長 島山 圭



地方財政の充実・強化を求める陳情

〔陳情趣旨〕

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

東日本大震災の被災地では、全国の自治体から職員派遣を受け、膨大な復興業務にあたっているところです。さらに熊本県を中心に発生した地震でも、自治体職員自ら被災しながら、被災住民の対応に追われていますが、求められる迅速な対応には人員が不足しています。

一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、今年度から開始された「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

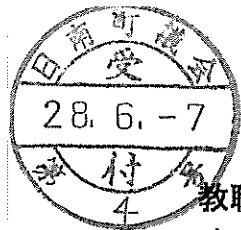
本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に次の通り対策を求めるための意見書を提出していただくよう陳情いたします。

〔陳情事項〕

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること（これ以上、拡大しないこと）。
4. 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興にかかる財源措置については、復興集中期間終了後の2016年度以降も継続すること。
5. 2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
6. 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
7. 各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
8. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」および「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。
9. 上記の財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

〔提出先〕 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、経済産業大臣、地方創生担当大臣



教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の陳情書

<陳情事項>

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

<陳情趣旨・理由>

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、外国につながる子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。こうしたことの解決にむけて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要です。一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2017年度政府予算編成において上記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

2016年6月7日

日南町議会議長

村上 正広 様

請願者 米子市博労町4丁目352

(代表者) 鳥取県教職員組合西部支部

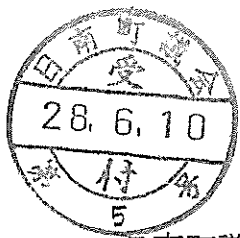
支部長 藤本 敏秀



鳥取県高等学校教職員組合西部支部

支部長 岡島 恒志





日南町議会

議長 村上正広 様

2016年6月10日

鳥取の保育を考える
会長 石井由加利



【事務局】〒689-0601

鳥取県東伯郡湯梨浜町泊 711

TEL&FAX 0858-34-2719

Email: t-hoiku9@mail2.torichu.ne.jp

保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と 財源確保を求める陳情書

【陳情の趣旨】

1、国に対して「保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と、財源確保を求める意見書」を提出してください。

【理由】

2015年4月、子ども・子育て支援新制度(略:新制度)が施行されました。新制度では、消費税を財源に、保育の「量的拡大」及び「質の改善」をめざすとしていますが、財源確保を含めて未だ十分とはいえません。

5/23 に厚生労働省が公表した「2015年度の合計特殊出生率」では、県内各自治体による子育て支援策の実施により、鳥取県は1.69(前年1.6)で全国4位、上昇幅0.09ポイントは全国2位というものでした。しかし、少子化傾向は進行しているなかで、年度中途での0歳～2歳児の保育所利用の需要は高まり、保育士不足によって、保育所入所希望の受け入れもままならない事態など、様々な問題が生じています。

県内で実際の常勤保育士の賃金は、「全産業平均より11万円低い」と紹介されている額よりさらに低く、手取り11～15万円と生活を支える職業としての選択肢になりえず、保育所での労働時間はすべて子どもとの保育時間のため、その日の保育記録・保育計画表の作成・行事などの準備などは、結局サービス残業にならざるを得ません。さらに質向上のための土日研修も加わり、疲れが慢性的に取れずに、子どもに余裕を持って対応できないこともあるのです。子どもの命を預かる責任の重さと専門性に見合う賃金と処遇改善は、現場で働く保育関係者の切なる思いです。

こうした事態を解決するためには、国の責任による保育制度の改善と財源保障が不可欠です。新制度の実施主体である市町村が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨をふまえた取組みが推進されるよう、国として保育士の処遇改善と配置基準の引き上げを緊急に行い、そのために必要な財源を安定的に確保することが必要です。

つきましては、貴議会より国に対して、「保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と、財源確保を求める意見書」を提出していただきますよう陳情いたします。

保育者処遇の改善は緊急の課題・・・現場の実態・声

鳥取の保育を考える会

単に賃金が低だけでなく、人件費予算の不足により子どもたちの安全も含め重層的問題がある

- 1、実際の常勤保育士の賃金は、「全産業平均より9万円低い」と紹介されている額よりさらに低いのが実態です。
- 2、非正規雇用(臨時・パート)での募集がほとんど。生活を支える職業としての選択肢になりえない。
臨時の賃金も各保育所で違いはありますが、多くは、正職員の1年目の本俸 154,200 円で算定されています。ここから税金や保険料等が控除され、手取りは 12~13万円台、一時金や各種手当も正職員と格差があり、自立して生活することが困難な実態です。
現場では、「寿」退職がでてその穴埋めもできず、保育の体制がさらに厳しくなる状態です。
- 3、昼夜逆転など、保護者の労働生活の多様化の中で、子どもの生活リズムの乱れも深刻になっています。午睡の時間に寝付けず、みんなで遊ぶ時間にボーっとしたり、逆に興奮が収まらなくなったり、他の子どもや保育士に攻撃的になったり、逆に保育士にべったりだったり、一体的な集団保育生活が困難になってきているなかで、保護者との愛着関係に問題のある子どもが増えています、現在の職員配置では一人ひとりの子どもに丁寧な対応はできないのが実体。午睡の時間を当てにした保護者との「連絡ノート」書きはできないこともあるのです。
- 4、保育所での労働時間はすべて子どもとの保育時間のため、その日の保育記録・保育計画表の作成・行事などの準備などは、結局サービス残業にならざるを得ません。さらに質向上のための土日研修も加わり、疲れが慢性的に取れずに、子どもに余裕を持って対応できないこともあるのです。
- 5、新卒~30代前半位までの正規雇用の保育士が、「子育て後」「定年後」の非正規雇用の保育士に対して「業務を命じる」立場になることも多いです。
(「休憩・休暇が取れないのが当たり前で、長時間働き、現場を“回していく”責任を負わされた正規雇用の若者」と“保育や保護者対応のスキルは格上げ” “当たり前で休憩・休暇をとり、時間になったら帰る”ベテラン)。しかも、自給に割り戻したら似たり寄つたりの水準)
- 6、避難訓練が義務付けられていますが、短時間パートの増加で、これに参加していない保育者が多数現場で働いています。
- 7、子どもへの与薬について、国のガイドラインでは、医師の指導のもと「複数の保育士の確認で」となっているが、現実的ではない状態。
- 8、アナフィラキシー・ショックなど、子どもに緊急対応が迫られたとき、本来は“医行為”であり看護師配置のない現場では保育士が行うのは法違反だが、緊急避難だからやむをえないとされています。こうした必要が、知識と経験のあるベテラン保育士の前で起こるとは限りません。そこに居合わせるのは、そこに居合わせるのは、たまたま頼まれて空いた時間を埋めに来た時間パートの非正規雇用の保育士かもしれない。非正規が半数以上を越える現場で多数従事しているのが実態です。
- 9、与薬・アレルギー対応は、子どもの命に関わる責任が生じるのに、20対1(15:1)、30対1の職員配置で、すべての子らの安全と責任を負いながら、確実にこなすことが本当に可能なのか。このストレスも保育者を追い詰め「この仕事は無理」とさせる要員の一つ。看護師配置と保育者の抜本的な増員が不可欠です。

- 10、シングルで子育てをしているお母さん・お父さん。職場をはじめ様々のストレスから、虐待が疑われるお母さん・お父さんの気持ちに寄り添い、苦労に共感し、じっくりと話を聞く必要がある保護者が増えています。専門のカウンセラーがじっくりと時間をかけて行うようなことを求められても現場では困難。“子育て支援”を保育士に期待するのであれば、時間と人数が必要です。コミュニケーション労働による保育者の心的ストレス解消の取り組みも課題となっています。
- 11、正規雇用は、「開所時間11時間以上に対応する早番・遅番」「休憩・休暇取得困難」「クラス単位でみたら、ファーストフードやコンビニのワンオペと同じ実態」で、自身の家族責任や健康が危うい現実。要請があっても、「正規は無理」と断る例も普通にあります。
- 12、切迫流産、メンタル不全、頸肩腕症候群・・・、一つの職場に一例があると二例目・三例目が実際起こっている。ギリギリで無理をしているので、故障者が出ると破綻が広がる。

***保育士の願いは、「一人一人の乳幼児期の子どもたちがその子らしく、心豊かに育てほしい。そして、子どもの権利が守られ、本当に子育て支援ができる保育環境を求めます」と語っています。**

***このままでは、待機児童の解消が困難であるばかりでなく、保育所に入所している子らの命、安全も危うい。“緊急事態”を宣言すべき事態にあるのです。賃金改善、増員による処遇改善は急務なのです。**

そうならざるを得ない“仕組み”があるのです。

公定価格によって運営される事業(児童福祉の事業であり、足りないからといって保育料を値上げできない。実際に必要な費用が見込まれていなければ、必然的に人件費にしわ寄せが起こらざるを得ない。)

- 1、人件費の積算根拠の格付けで保育士は安い。(保育士:福祉食俸給表 1 級29号俸、児童用語指導員:2 級5号俸)
- 2、昇給財源(保育士:平均勤続年数11年・最大で16%が処遇改善加算として。児童養護施設は、平均勤続年数20年・最大で25%まで)
- 3、現場で実際に必要な人数を想定していないのです。
(保育所保育指針では、発達に合わせた年齢ごとの保育、一人ひとりの子どもに着目した保育を求めています。小数点以下の端数を合計した人数で委託費、給付費が積算されているために、年齢別のクラス編成を行うと、一人当たりの人件費が低くならざるを得ない)
- 4、保育所開所時間の拡大(8時間⇒11時間)に、配置が見合っておりません。(労働基準法の労働時間の上限は、一日8時間:週40時間=160時間。保育所の開所時間一日11時間:週66時間=月264時間。年次有給休暇や生理休暇の取得も考慮すれば、現在の2倍の配置基準で費用を計算しないと無理な状態)
- 5、保育所の整備費用(土地・建物)は、一部寄付を得られる場合を除き、人件費を削って捻出することに。建物の公費補助を除いても、数千万円～億を越える費用が必要となり、そのための積み立て、または借入金の返済費用は人件費を圧迫することになります。剰余分を含まない委託費で運営され、利益を出さない保育事業に対しては、公費によって確保した土地・建物の無償貸与や、所要額の全額補助が必要です。

保育士の仕事に サービス残業が なくならないのは なぜか？

保育新制度の公定価格（保育費用）から
幼稚園と保育園の比較を試みる

2015.6 村山祐一レポート(保育研究所) より

保育園は、
一日 8 時間~11 時間の保育
年間約 300 日の保育

保育の計画・準備・まとめ・
保育事務・会議の時間が
時間内には取れない。

こうした状況が
保育士のサービス残業を
常態化させてきた。

この現状を
国はどう考えるのか？
保育団体は
なぜ、この理不尽さを
放置してきたのか？

2015 年 7 月 26 日

共励保育園 理事長 長田安司

保育士の仕事に

サービス残業がなくなるのは、なぜか？



はじめに

平成 26 年 1 月 28 日付北海道新聞。「保育士冷遇浮き彫り サービス残業常態化 道内 181 カ所是正勧告」と報道された。これに対し、札幌市の私立保育園連盟の坪谷哲雄会長は「認可保育所の運営費、人件費は国の基準で決まり、その範囲内で運営しているの、保育所の努力には限界がある」と話す。

「労働局は是正勧告にあわせて、保育所を認可する権限のある政令市の札幌と中核市の旭川、函館両市、その他の市町村の保育所を認可する「道」にも職場環境の改善を要請した。」

どうして、保育士の労働状況がこのようになるのか。坪谷会長の発言が何を意味するのか、労働局が道や政令市・中核市に改善を要請した理由はなにか。それをこの稿で

は明らかにしていきたい。

平成 27 年度より実施された新システムでは、幼稚園、認定子ども園、保育園は特定保育教育施設として位置付けられ、それぞれに公定価格が決定された。そのことによって初めて、それぞれの施設の補助の比較ができるようになった。

今回は保育研究所所長である村山祐一氏がまとめたレポートと資料をもとに論を進めたい。村山氏のレポートは論点が多岐にわたるため、今回は比較のポイントを搾り、① 4 歳児の幼稚園と保育園 8 時間短時間保育の公定価格の比較、② 幼稚園教諭と保育士に課せられた仕事内容の比較、③ 保育園の 8 時間の短時間保育と 11 時間の標準時間保育について、3 時間分の補助額の不十分さを指摘していく。

また、比較の前提として、保育士の仕事は、大臣告示され遵守すべき法律として示

されている保育指針に基づく。その保育指針は3歳以上の教育に関しては幼稚園教育要領と整合性を持ちながら作成されている。つまり、保育園の教育と幼稚園の教育

は同等なものであることをお知らせしておく。その、幼稚園教諭と同じ役割を持つ保育士が驚くほどに理不尽な対応を受けているということについてお伝えしたい。

1. 公定価格で幼保の補助額を比較してみた！

下の表をご覧ください。表は幼稚園公定価格と保育園の4歳以上児の8時間短時間保育の公定価格の月額補助総額の比較である。

幼稚園と保育園の 4歳以上児公定価格の比較表 (その他の地域)

2015.4 資料第一巻

資料2-1-1

幼保とも定員90人にて単価を比較

| | 幼稚園 4歳児 | 保育所 4歳児 |
|----------------|----------|----------|
| ① 基本分単価 | 31,470 | 32,290 |
| ② 処遇改善加算 | 3,480 | 3,000 |
| ③ 所長加算 | (基本分に算入) | 5,280 |
| ④ 副園長加算・教頭設置加算 | 1,170 | |
| ⑤ 主任保育士専任加算 | | 3,120 |
| ⑥ 主幹教諭等専任加算 | 1,349 | |
| ⑦ 3歳児配置改善加算 | | |
| ⑧ チーム保育加算 | 9,360 | |
| ⑨ 通園送迎加算 | 956 | |
| ⑩ 事務職員履上加算 | | 573 |
| ⑪ 給食実施加算 | 1,470 | (基本分に算入) |
| ⑫ 冷暖房費加算 | 110 | 110 |
| ⑬ 子育て支援活動費加算 | 50 | |
| 総計 | 49,415 | 44,373 |

8時間短時間保育

※チーム保育加算は2名分(46-150人)

※単価額は政府資料「公定価格単価表—平成27年2月」に基づく

幼稚園の4歳以上児の一人当たり月額公定価格の総額は49,415円であり、保育園のそれは44,373円である。保育園の補助は幼稚園より5,042円少なくなっている。幼稚園にはチーム保育加算が加わるが、これが保育園にはない。このチーム保育加算は、45人以下は1人(4,680円)、46人から150人以下は2人(9,360円・上図の例

だと年間約1,010万円)、151人以上270人以下には3人(年間約1,400万-2,000万円)、271人以上は4人(最新では6人)を上限として、園児一人当たりに対して月々加算される。この補助はとても大きい。保育園も幼稚園も公定価格は定員規模が大きいところは基準単価が低く調整されているが、幼稚園では、このチーム保育加

算によって補正されているようだ。

保育園にはこの加算がない。定員の大きな保育園は、人数に比例して対応しなくてはならない問題も多くなるが、低く調整された補助額で対応しなければならぬという理不尽な状況に置かれている。

ちなみに、4歳児11時間標準時間の一人

当たりの月額総額は49,763円で幼稚園単価とほとんど変わらない。3歳児の公定価格の総額は幼稚園で63,595円、保育園3歳児短時間は58,333円、11時間保育は63,723円となっており、保育園は11時間保育を実施することにより、幼稚園と同額になっている。

2. 保育士の仕事は大変！

次に保育士の仕事の大変さについて説明しよう。以下の表をご覧くださいと明白なのであるが、保育士にはとんでもない仕事の量が課せられている。

まず、一日の保育時間であるが、直接子供に対応する時間は、短時間保育の場合でも

8時間、標準保育で11時間である。幼稚園教諭は4時間の保育以外に、一日のうち2時間から4時間を、保育のまとめ、教材準備、保育事務、会議等に充てることができることになっているが、保育士にはそれができない。

保育士は子供が園にいる間は子供に対応し

別表1-1

公定価格に規程されている

2014.05 若山浩一 作成

幼稚園、保育所の開園日数・時間と幼稚園教諭と保育士の仕事

| | 幼稚園 (1号認定子ども) | 保育園 (2号認定子ども) |
|---------------------------|-----------------------------------|---|
| 1日 | 4時間 | 8～11時間 |
| 1週 | 週5日 (土曜休園) 20時間 | 週6日 (土曜閉園) 48～66時間 |
| 1ヶ月 | 20日 80時間 | 25日 200～275時間 |
| 1年 | 約200日 800時間程度 39週～40週 | 約300日 2400～3300時間 52週 |
| 幼稚園教諭と 保育士の 仕事の勤務条件 | 毎日、保育準備・計画・研修のため 4～2時間が保障されている | 毎日8時間、子供の保育・教育に従事。 保育準備・計画・研修のための時間保障は制度的になし。業務に 対応とならざるを得ない。 |
| | 完全週休2日制 毎週土曜日休日 | 週休2日制 (月1度以上土曜休日) 土曜閉園は公定価格を減額 土曜出勤 (交替制) |
| | 夏休み・学期末等 長期休暇保障有り | 夏休み・学期末等長期休暇保障なし。 |

なければならず、その時間だけで法定労働時間の8時間は消えてしまうのである。そうすると、必然的に保育のまとめや教材準備、保育事務、会議などの時間が労働時間内では取れず、当然の結果として残業しなければ対応できなくなる。ところが、これらの時間は国の公定価格には配慮されていないため、人的増配置をすることが難しく、実質的にサービス残業にならざるを得なくなるのである。

前ページの表は、あくまでも公定価格に規程された幼稚園教諭と保育士の仕事を一覧にしてまとめたものである。建前では、幼稚園の教諭に2時間から4時間の教育的事務仕事が取れるようになっているが、現実にはそうはいかないだろう。ここでは、国が保育園、幼稚園をどのように捉えているかという、国の考え方が示されている、と見

てはいかがだろうか。つまり、保育園には、教育を実現するための計画や準備、まとめなどの時間は必要のないことと考えられているのではないかということである。週単位の働き方では、保育士は週6日月曜から土曜まで、保育として直接子供に関わらなければならない時間は**48時間**である。これは8時間の短時間保育であり、標準時間の11時間であれば**66時間**となる。

年間の開園日数してみると、幼稚園は約**200日**であるのに対し、保育園は年間約**300日**にも及んでいる。

8時間の短時間の場合でも2400時間、11時間の標準時間の場合は年間3300時間にもなっている。これを、正常な勤務で対応するには、現保育士の3割の増員が必要とするが、議論にも上らないのである。

3. 幼稚園の預かり保育と土曜保育は別枠で加算！ (幼稚園教諭完全週休二日制の保障)

下の表は幼稚園の預かり保育に関する補助額の一例を示したものである。預かり保育とは、幼稚園の子供たちが、規程の保育時間を超えて保育を受けることができるようになるための制度である。土曜日は休園だが、希望がある場合、土曜日の保育もこの預かり

預かり保育補助事業の一例

幼稚園1号認定子ども
一日16人、土曜8人利用の場合

2014.10 自治省一作成

資料10-2

| 預かり保育補助事業の一例 | | |
|--------------|--|------------------------------|
| 一日の 総収入 | ①平日 補助金6,400円 (400×16人) + 保育料6,400円 (400×16人) ②土曜日 補助金6,400円 (800× 8人) + 保育料6,400円 (800× 8人) ③長時間加算 補助金 800円 (100× 8人) + 保育料6,400円 (100× 8人) | 12,800円 12,800円 1,600円 |
| 1ヶ月の 総収入 | ①平日 12,800円×20日= 256,000円 ②土曜日 12,800円× 4日= 51,200円 ③長時間加算 1,600円×20日= 32,000円 | ①+②+③ 339,200円 |
| 年間の 総収入 | 332,000円×12ヶ月=4,070,400円 | 4,070,400円 |

※ 2014年9月11日自治省向説明会資料「一時預かり事業(幼稚園型)の補助率について」補助率値(平均的規模の施設における一例)を参考に作成

保育補助の対象として基本総額とは別枠で加算される。

これによって、幼稚園教諭の完全週休二日制労働が実現できるよう配慮されている。上の例では一日16人、土曜日は8人の預かり保育の一日、一ヶ月、一年の収入額を示している。幼稚園では増額された補助によってパート職員等を配置できることになる。年間補助額は407万円で、有資格者1

名の増員ができる程度の額である。

一方、保育園では、土曜日の保育も基本単価の中に組み入れられており補助加算はされていない。それでいて、保育園の公定価格保育単価は幼稚園のそれより低いのである。

「保育士は休みも取らず働け！」とでも、国はいうのであろうか。変形労働時間制の導入はそれを裏付けているようだ。

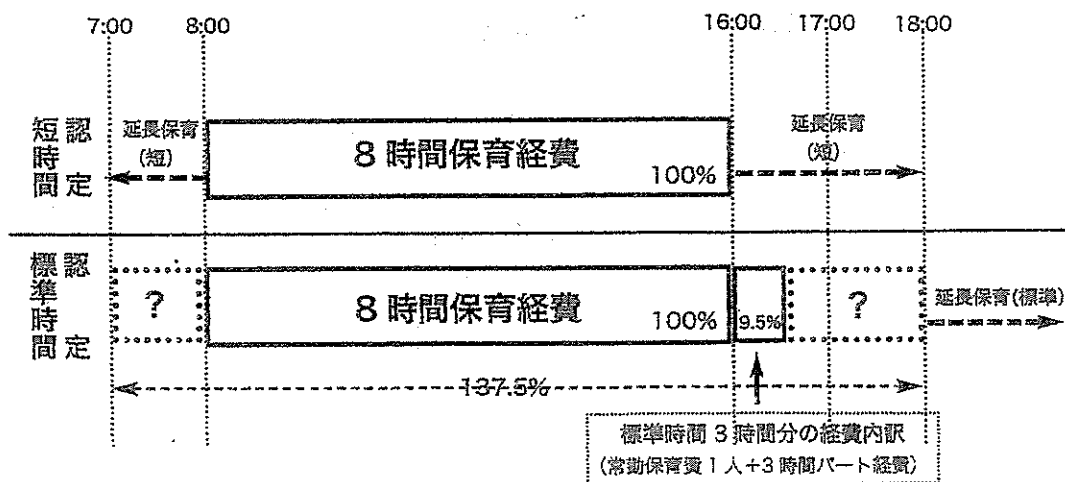
4. 保育園の8時間短時間保育と11時間標準保育の経費の差はどうなっている？

保育士の労働時間は8時間である。ところが保育園がカバーしなくてはならない保育時間は11時間となっている。下の表は8時間保育を基準とすると、11時間の保育を実現するには3時間分の補助の増額が行われなければならないことを示している。ところが、図に示すとおり、補助額は極めて搾られているのである。本来であれば $44,372 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} \times 3 \text{ 時間} = 16,639 \text{ 円}$

(8時間分の37.5%)の加算がなされなくてはならない。

ところが11時間保育には、たった9.5%分(常勤保育士一人+3時間パート)の増額しかなされておらず、図の点線と「？」で示されている部分は補助無しで保育を行っているということになる。このような補助額の減額調整が保育士の仕事を更に厳しいものにさせているのである。

短時間保育経費と標準時間経費の比較 2015.2 村山祐一作成



※ 標準時間経費は8時間保育を100とすると、37.5%増額でなければならないのだが、実際には、9.5%しか補助されていない。(100%+8時間×11時間=137.5%)

※ ?部分の補助がないために、その仕事は保育士がカバーし、結果としてサービス残業となる。

5. 変形労働制について

前述した保育時間の差、年間の開園日数の差、そして保育単価の低さが、一般の保育園で変形労働制を採用しなければならないという原因となっている。

変形労働時間制というのは、完全週休二日制の一週 40 時間、年間 1800 時間という目標を達成できない職場に対して、年間 52 週、月曜日から金曜日まで、土日以外の全てを働かせようという制度である。一週間 40 時間という原則は守られている。しかし、保育士は夏休みも、春休みも、年末年始の休みも、はたまたま祝祭日さえも休まず働けという極めて過酷な内容である。それが、**年間 2080 時間（年間 52 週×40 時間＝2080 時間）**という労働時間なのである。これでは人を育て、教育する仕事に携わることはできない。

一般的な保育園には、その年間変形労働制を採用しなければならない理由がある。これまで述べてきたように、カバーしなければならない保育時間の圧倒的な多さが原因である。しかもその仕事をするための補助が適正ではないため、人員配置もままならず、現場の保育士の善意に依存せざるを得ない現実がある。このような状況に対して市区町村では補助をしているが、保育士が課せられている仕事に比べ、その補助額はあまりにも少額であるとしか言いようがない。

八王子市などは、国の公定価格の増額を理由に、市の加算を減額してしまった。

6. 問題の根本原因は何か？

こうした現状に対して、一般の保育園ではどのように対応しているのだろうか。これまで述べてきたように、保育士には厳しい労働環境があり、しかも十分な保育予算が確保されていないという状況である。

そして、その現実を、冒頭で取り上げた北

海道新聞記事が示す通りである。8割を超える保育園が法律を守れないのである。基本的な法的届出をしていない例などは論外であるが、一般的な保育園では、無理な仕事を押しつけられたために、対応しきれないという事態が常態化しているのである。休憩時間が必要という。しかし、必要な保育士の配置が公定価格にきちんと加算されなくては休憩時間さえ取ることさえままならない。それが、必要額が加算されずに一日 11 時間も保育を実施しなくてはならないと義務づけられたのでは、何をか況んやである。充実（休憩）保育士一人程度の加配では、とても現実に対応できない。社会保険労務士等の指導を受けて、法的には問題がないように書類を整備し、職員の勤務時間を法定時間内で対応できていると思われる保育園でも、実際はどうなのだろうか。見えないようにはなっているが、実際はかなりのサービス残業等があるのではないだろうか。

北海道新聞記事における札幌市立保育園連盟の坪谷会長の弁「認可保育所の運営費、人件費は国の基準で決まり、その範囲内で運営しているので、保育所の努力には限界がある」は真実を語っている。同時に労働局の保育所を認可する道や政令・中核市に対する保育職場環境の改善の要請は、**保育現場における過酷な労働環境を作っている「国」自身に向けられなければならないと思う。**

7. 解決を目指して

今回、村山祐一氏のレポートを元に、その原因が何であることを示させていただいた。保育士の仕事にはムリが重なっている。そうした状況は直ちに改善されなくてはならない。

冒頭の北海道新聞記事には次のようにも記されている。「こうした状況に、北海学園

大の川村雅則准教授は「保育士の現場では非正規職員・サービス残業・低賃金が常態化している。働く人の善意に依存している部分があり、働くルールを口にするのがはばかれる雰囲気さえある。だが、労働条件がおろそかにされれば、最終的には子供に影響が及ぶ。国には、運営費や職員配置基準の見直しと労働環境の改善を求めたい」と。

最後に村山祐一氏の誠実で控えめな提言を再掲し、この稿をまとめた。そして、その提言が早期に実現されることを望むものである。

そのことによって、人間の核を育成する大切な役割を担っている保育士が、その使命をきちんと果たせるようになり、現在「余りにも不十分な国基準」が原因となって引き起こされている保育士不足等の根本原因が解消されることを願うものである。

村山祐一氏提言（保育研究所） 2015.5

1. 幼稚園と同様に、一日の仕事の中に、保育の計画・準備・まとめ、会議、研修等の時間を保障すること。

- ・保育士養成制度や保育所保育指針で明確に位置付けられている保育士の専門職を、運営や財政の基準、制度諸施策においてきちんと位置付けること。
- ・2号認定子どもの保育に従事する保育士も、1号認定子どもの保育（幼稚園）と同様に一日の仕事の中に保育の計画・準備・まとめ、研修等の時間確保が必要。
- ・例えば8時間のうち2時間程度保障する。そのためには、保育士を30%程度増員が必要。私立常勤保育士19万4000人に3万8000人～5万8000人、予算として760億円～1160億円が必要。
- ・1号認定公定価格の学級編成、副園長、チーム保育等の加算は、保育所でも実施している場合は加算し、保育士処遇改善を図る。
- ・1号認定子どもの預かり保育事業補助額並み

の補助金を2号認定にも支給し、保育士の保育準備・計画・まとめ・研修等の時間を毎日確保し、サービス残業の解消を図る。

2. 保育士にワークライフバランスの保障を

- ・完全週休二日制の実現に向け年間開所日数基準は学童保育国基準と同様に250日とすること。
- ・土曜日保育は幼稚園の預かり保育事業と同様に休日保育として位置付け、土曜・日曜保育は休日保育として別途補助金で実施できるように改善すること。
- ・保育所においても、幼稚園教諭並みの連続した長期休暇（連続1～2週間）を保障し、園研修のための閉所等の保障に向けた改善を行うこと。

3. 保育所開所・閉所のシェア-制度の導入で、土曜保育と夏休み休暇・研修休暇中の保育への対応

- ・保育所は新制度においても市区町村の委託事業であることから、自治体が公私立園を含めて各園の開所・閉所の日程調整を行い、土曜休日保育の当番交代制、センター方式など地域の実情を考慮したシステムを構築し、各園の閉所日の保育保障の体制を確保し、交代制で夏休み1～2週間程度の連続休暇、年度末等のまとめや研修のための閉所等を制度的に保障できるようにすること。これは、財源がなくても実現できるシステム。

4. 保育士のキャリアパスの構築を

- ・以上を実現することにより、保育士の仕事の安定した継続と経験歴をふまえた段階的キャリアアップ、長期的職務の展望が望めることになり、それには公定価格について改善が不可欠となる。

最後に、この稿を表す切っ掛けを与えてくれた村山祐一先生に感謝の意を表します。本年7月16日、一日をかけてこの問題について講義して下さいました。保育の根本問題を論理的に整理し、同時に解決策を見出し、我々に進むべき方向を示して下さいました。訪れた保育園は3000坪の緑豊かな環境。子供を大切にしていることが一日で理解できました。本当に有り難うございました。

長田安司

議案第 71 号

人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて

人権擁護委員候補者として、平成 28 年 12 月 31 日任期満了となる山内紀代美を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成 28 年 6 月 21 日提出

日南町長 増 原 聡

| 番号 | 氏 名 | 住 所 | 性別 | 生年月日 | 職業 | 前任者氏名 |
|----|--------------------|--------------|----|----------------------|----|-------|
| 1 | やまうち きよみ 山内 紀代美 | 日南町多里 662 番地 | 女 | 昭和 22 年 10 月 15 日 | 無職 | 同人 |